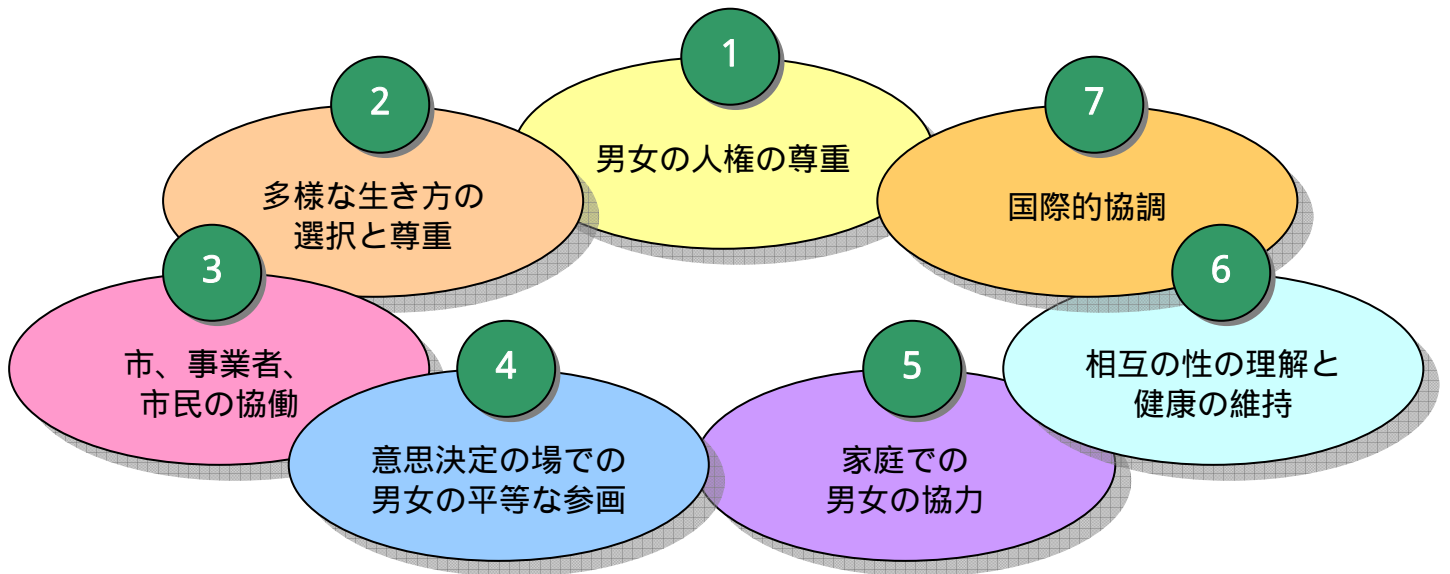


# 美唄市男女共同参画条例（素案）のイメージ

## 7つの基本理念（第3条）



## 市、事業者、市民の役割

### 市の役割（第4条）

男女共同参画社会づくりに関する施策を策定し、実施します。  
市民、事業者、国などと連携、協力して男女共同参画社会づくりに取り組みます。  
必要な体制の整備、市の職員に対する意識の啓発、財政上の措置を講じます。

### 市民の役割（第5条）

家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野で男女共同参画社会づくりを主体的に進めます。  
市が実施する施策に協力します。

### 事業者の役割（第6条）

事業活動で男女共同参画社会づくりを努め、仕事と家庭を両立できる職場環境をつくり  
ます。  
市が実施する施策に協力します。

## 7つの基本的な施策（第8条）

